

平成 29 年 1 月 25 日

安芸高田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱を次のように定める。

安芸高田市長 浜田 一義

安芸高田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 の 3 第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 140 条の 63 の 2 第 1 号イの規定に基づき、市における介護予防・日常生活支援総合事業の指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第 115 条の 45 第 1 項各号に規定する事業をいう。
- (2) 第 1 号事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。
- (3) 指定第 1 号事業 市長が指定する第 1 号事業を行う者の当該指定に係る第 1 号事業を行う事業所により行われる当該第 1 号事業をいう。
- (4) 第 1 号訪問事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する事業をいう。
- (5) 指定第 1 号訪問事業 市長が指定する第 1 号訪問事業を行う者の当該指定に係る第 1 号訪問事業を行う事業所により行われる当該第 1 号訪問事業をいう。
- (6) 事業対象者 施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する被保険者をいう。
- (7) 第 1 号通所事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する事業をいう。

(8) 指定第 1 号通所事業 市長が指定する第 1 号通所事業を行う者の当該指定に係る第 1 号通所事業を行う事業所により行われる当該第 1 号通所事業をいう。  
(通則)

第 3 条 指定第 1 号事業に要する費用の額は、市長が定める 1 単位の単価に別表 1 の第 1 号訪問事業訪問介護費単位数表又は別表 2 の第 1 号通所事業通所介護費単位数表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項に規定する市長が定める一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 27 年厚生労働省告示第 93 号)の規定を準用する。この場合において、同告示中「介護予防訪問介護」とあるのは「第 1 号訪問事業訪問介護」と、「介護予防通所介護」とあるのは「第 1 号通所事業通所介護」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定により指定第 1 号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

#### 附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。